

## 労働者派遣事業に関わる情報（マージン率の公開）

労働者派遣法により、「派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣労働者数の事項等、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当である事項について情報の提供を行わなければならない。（法第 23 条第 5 項、施行規則第 18 条の 2）」とされています。

対象期間：2022.4.1～2023.3.31

①	派遣労働者の数	2 人
②	派遣先事業所の数	1 社
③	派遣料金の平均額	21,900 円（1 日 8 時間あたり換算）
④	派遣労働者の賃金の平均額	16,719 円（1 日 8 時間あたり換算）
⑤	マージン率	23.7 % $((③ - ④) \div ③)$
⑥	福利厚生	社会保険完備・育児介護休業制度有・健康診断有
⑦	教育訓練に関する事項	安全衛生教育、キャリア形成支援 キャリアコンサルティング相談窓口 <a href="tel:077-587-07005">TEL:077-587-07005</a>
⑧	労使協定の締結	有（有効期限：2024.4.30） 労働者の範囲：派遣業務に従事するすべての従業員

### 【マージンに含まれる費用】

- ・ 社会保険料、労働保険料（健康保険・厚生年金・介護・雇用・労災保険料の事業主負担分）
- ・ 退職金費用（中小企業退職金共済掛金）
- ・ 教育訓練費用（キャリア形成支援、入社時教育訓練費用等）
- ・ 福利厚生費用（健康診断費用、通勤交通費、年次有給休暇、各種補助費用）
- ・ 会社運営経費用（募集費用、事務管理費用、営業費用、人件費等）

2023 年 5 月 1 日更新